

青森県教育委員会第794回定例会会議録

期 日 平成27年3月25日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第4号 青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第6号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第7号 青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第8号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県立高等学校将来構想検討会議第1分科会報告について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況
- 委員長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・委員長 豊川好司

平成27年3月25日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時08分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
町田委員、野澤委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議 事

報告第 1 号 議案に対する意見について

(佐藤理事)

このたびの案件は、県議会第 281 回定例会に追加提出された「平成 26 年度青森県一般会計補正予算（第 5 号）案（教育委員会所管分）」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したのでご報告する。

今回の補正予算の歳出予算額は 3 億 6 千 4 1 4 万 1 千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は 1 千 3 3 3 億 1 千 3 1 0 万 3 千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、職員等人件費の年間過不足額の精査、県立学校の除排雪経費、高等学校施設設備の大規模改修、特別支援学校のスクールバスの更新、県有体育施設の維持修繕に要する経費のほか、事業費の実績による精査等となっている。

(豊川委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

なければ報告第 1 号については了解した。

議案第 1 号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則案

(佐藤理事)

このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によるものであり、5 本の教育委員会規則を改正するものとなっている。

主な内容としては、2 点ある。1 点目は、教育委員会による教育長のチェック機能の強化を図るため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則において、教育長が教育委員会から委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することを規定するものである。2 点目としては、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、教育委員長が行ってきた教育委員会会議の事務を教育長が行うこととなるため、青森県教育委員会会議規則を改正するものである。その他、同法の改正に伴い、青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則、教育委員会公告式規則、教育委員会会議傍聴規則について所要の整理を行うものである。

なお、この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項により、平成 27 年 4 月 1 日において在職中の教育長については、教育委員としての任期が満了するまで現行制度

の教育長として在職することから、附則により所要の経過措置を設けるものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

(山田職員福利課長)

このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により実施することとなった「総合教育会議に関すること」を教育政策課に、幼保連携型認定こども園が創設されたことにより実施することとなった「幼保連携型認定こども園の教員の研修に関すること」を学校教育課及び教育事務所の所掌する事務に加えるものである。また、教育長が欠けた場合等における職務の代行に関する規定を削るものである。現行制度では、教育長が欠けた場合等は、教育次長がその職務を代行することとなるが、改正地教行法の施行に伴い、新制度において教育長が欠けた場合等には、教育長があらかじめ指名した教育委員がその職務を行うこととなることから、現行規定を削除するものである。

なお、この規則は、平成27年4月1日から施行するものであるが、教育長の職務代行に係る規定の削除については、議案第1号と同様に、附則により所要の経過措置を設けるものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案

(山田職員福利課長)

このたびの改正は、幼保連携型認定こども園制度の開始に伴い、当該園に所属する保育教諭の研修を知事が実施することとされたが、この事務について教育委員会に委任することとされたため、学校教育課及び教育事務所とともにその事務を行うこととなる青森県総合学校教育センター義務教育課の所掌事務に加えるものである。

この規則は、平成27年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

(成田学校教育課長)

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みが見直されるとともに、就学先決定時のみならず、早期からの教育相談・支

援、就学後の一貫した支援などが適切に行われる体制作りを進めていくこととなった。

このたびの規則改正は、これらの法令改正を受け、障害のある児童生徒等への教育支援の充実を図るため、青森県就学指導委員会の機能を拡充するとともに、その名称を改めるものである。

なお、この規則は、平成27年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

(田村教職員課長)

このたびの改正は、田名部高等学校大畑校舎及び南部工業高等学校の廃止並びに弘前中央高等学校定時制の課程の閉課程に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成27年4月1日である。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第5号は原案どおり決定する。

議案第6号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案

(田村教職員課長)

本規則は、教員免許更新制における免許状更新講習の受講に関し、文部科学省令に基づき、講習を受講できる者等のうち県教育委員会が定めることとされている事項について規定している。

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により、新たな「幼保連携型認定こども園」制度が創設されたが、その職員として配置される保育教諭には、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することが義務づけられ、教員免許更新制が適用されることとなる。これに伴い、本規則中で定める講習を受講できる者等の規定について、幼保連携型認定こども園の保育教諭を加える等、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成27年4月1日である。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第6号は原案どおり決定する。

議案第7号 青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案

(佐藤理事)

このたびの改正は、青森県総合社会教育センター及び青森県立郷土館において、指定管理者が行う業務の範囲に関する所要の整備を行うものである。

まず、青森県総合社会教育センター規則においては、指定管理者が行う業務から「使用料の免除」に関するものを削除するものである。

同センターでは、最終的な使用料の免除の決定は県で行うことを前提に、指定管理者が施設の使用を承認する際に、県の規定等に基づき免除に関する事務を行ってきたところであるが、現状の規定では、免除を決定する者が明確ではないことから、その点を明らかにするため、所要の整備を行うものである。

青森県立郷土館規則においては、青森県総合社会教育センター規則と同様の趣旨から、「使用料の免除」に関するものを削除するとともに、施設の「使用許可」に関するものを新たに加えるものである。

なお、この規則は、平成27年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第7号は原案どおり決定する。

議案第8号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

(安田スポーツ健康課長)

このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法の医療職俸給表等に基づき算定している健康管理医の報酬を年額26万4千5百円から年額26万5千円に改めるものである。

なお、この規則は、平成27年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第8号は原案どおり決定する。

その他 青森県立高等学校将来構想検討会議第1分科会報告について

(中村教育長)

県立高等学校教育改革については、現在、平成26年度から29年度までを計画期間とする第3次実施計画【後期】に取り組んでいるところであるが、社会のグローバル化や少子化など、高等学校教育をとりまく環境は変化しており、平成30年度以降の県立高等学校の在り方について、検討が必要となっている。このため、平成26年6月に青森県立高等学校将来構想検討会議を設置し、「学校・学科の在り方」、「学校規模・配置」、「各地区の学校配置の方向性」の3つの事項を中心に県立高等学校の在り方について、私から諮問

し、検討をお願いしたところである。

第1分科会においてとりまとめられた1つ目の諮問事項である「学校・学科の在り方」について、去る2月17日に検討会議に報告があったので、その概要について高等学校教育改革推進室長から説明させる。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

「1学校・学科の在り方に関する基本的な考え方」については、「背景」として、ほとんどの生徒が高等学校に進学している現状から、「高等学校教育における多様化への対応と共通性の確保」が重視されていること、「大幅な生徒数の減少」が見込まれていることを踏まえ、「これからの時代に求められる力の育成」として、「社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能」、「それらを活用して課題を解決する力」、さらには「主体的・協働的に学習に取り組む意欲」を育むことが重要であるとしている。

また、「学校・学科の在り方の検討に当たっての視点」として、「中学生・保護者のニーズ」、「地域の産業構造に留意した学科構成」、そして「中学生が志に応じて高校や学科を選択できる環境」や「拠点校・複数学科併設校の設置について」の検討、「学習指導要領等の改善や大学入学者選抜制度の改革等の動向を注視」することを掲げ、「生徒数が減少する中であっても、生徒の希望に応じた学習ができる環境を整え、各学校・学科の特色を生かして生徒の個性や能力を伸ばし、新しい時代を主体的に切り拓く人財の育成に「オール青森」の視点で取り組む」ことが求められるとまとめている。

この「オール青森」での取組とは、一つの学校、一つの地域という視点にとどまらず、学校同士、学校と産業界、学校と地域などがつながり、県全体として取り組むことを表している。

「2全日制課程の方向性」では、「(1)普通科等」については、「社会を牽引する人財、社会に貢献する人財の育成」のため、「進学対応や就職対応等、幅広い教育を提供」する必要があり、また、理数科等「普通科系の専門学科」については、「全ての学校で理数・英語教育の充実が進められるなど高校教育を巡る状況の変化に対応」し、見直す必要がある、「(2)職業教育を主とする専門学科」については、「各専門分野の幅広い学習内容を提供する拠点校の設置や他学科・学校、産業界等との連携」が必要である、「(3)総合学科」については、「生徒のニーズを踏まえた系列の見直し」等が必要であるなどとまとめている。

「3定時制課程の方向性」、「4通信制課程の方向性」については、現在は働きながら学ぶ生徒に加え、様々な事情を抱える生徒が多く入学していることから、広く学びの機会を提供する役割があること、通信制課程においては、後期入学制度の導入の検討が必要であることなどとまとめている。

「5多様な教育制度の方向性」の「(1)全日制普通科単位制」については、導入校における充実、他校への新たな導入の検討が必要とされ、「(2)中高一貫教育」の「併設型中高一貫教育」では、新たな設置については、市町村の意向等を考慮し、慎重に判断するなどまとめている。

「6学校・家庭・地域との連携の推進」については、高等学校間の連携、小・中学校や特別支援学校との連携、大学等との連携、そして家庭・地域との連携について、推進、強

化等を図るべきとまとめている。

「7魅力ある高等学校づくりへの取組の推進」については、「各学校の魅力化」として、各校の特色化等により、魅力ある「行きたい学校」として選ばれる学校であることが重要であり、「各学校の情報発信」として、「各校の取組や育成する人財像を明確に示し」ていくこと等が重要であるとまとめている。

以上、第1分科会がとりまとめた「学校・学科の在り方について」の概要をご説明したが、検討会議においては、現在、第2分科会を中心に「学校規模・配置」について検討が進められており、この報告を踏まえ、平成27年7月には「中間まとめ」としてとりまとめ、その後、地区部会を中心に「各地区の学校配置の方向性」について検討し、平成28年1月には「答申」としてまとめる予定となっている。

(町田委員)

「オール青森」の視点というのは、このほかにも常にそういう言葉が出てきて、ある程度、皆さんの共通認識としてあるものなのか。唐突な感じがあって、説明がないとわかりにくい。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

将来構想検討会議の議論の中で、これまでは少子化等により学校規模が少しずつ小さくなっていくという形で、ある程度一律の対応をしてきたところである。しかし、生徒数の減少が今年27年に卒業する中卒者に対して、20年後には半減するという見込みが立てられている。そうした中で、これまでと同様な視点での高校改革では本当に子どもたちにとって望ましい教育環境が達成できないのではないか、これまでどおりの生徒数の減少に伴う学校規模・配置という考え方ではなくて、1つの学校、1つの地域を超えた県全体の視点で子どもたちを育む環境を考えていかなければならないのではないかという議論があり、「オール青森」の視点というのは、検討会議の委員の中では共通認識となっていると思う。

(町田委員)

「オール青森」の視点という言葉で、皆がすぐに理解できるものなのか。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

「オール青森」というものをどういった形で表現すれば県民の皆さんに一番理解していただけるかという点については、中間まとめをまとめる過程において検討していきたい。

(豊川委員長)

確かに「オール青森」というのはわかりにくいところがあると思うが、まだ具体的なところまでは踏み込めていないということか。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

これまでの生徒減に伴う、あるいは社会の変化に伴う高校改革というのは、どちらかと

いうと、学級減で対応し、なるべく学校は残しましょう、しかし、望ましい学校教育というものを見定めながら、場合によっては閉校するという対応であった。今度は、さらに生徒数の減少が激しいことから、まさに新たな視点で取り組む必要がある。それを象徴的に表す言葉の一つとして、検討会議では「オール青森」という言葉を使っている。この考え方をどういった形で表現すれば良いかということは、今後のまとめの段階で工夫していきたい。

(中村教育長)

検討会議の委員の間では会議の中でやり取りをしているので、ある一つの合意というか、概念が共通理解としてあると思う。これを県民に見せる時には、もう一工夫して、そこが伝わるよう、事務局としても提案して、審議を進めていきたい。

(中沢委員)

「中学生・保護者のニーズに留意した学科構成」とあるが、これはアンケートか何かをしたのか。

(西谷高等学校教育改革推進室長)

昨年8月に高校教育に関する意識調査を実施したところである。その概要版については、これまで実施した検討会議の中で公表している。また、全体を取りまとめたものをこの3月末までに公表する予定である。その中では、例えば、中学生がどういう学科を望んでいるか、あるいは今学んでいる学校に対する満足度はどうかなどの視点から調査をしている。

(豊川委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、青森県立高等学校将来構想検討会議第1分科会報告の件については了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

2月1日から3月24日までに行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はあるか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。

委員長選挙

(豊川委員長)

委員長の任期が4月1日で満了となりますので、次期委員長の選挙を行う。選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条第1項の規定により無記名投票とする。

【投票用紙配布】

(豊川委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっている。お手元の投票用紙に中村教育長を除いた委員の名前が記載されている。委員長に選任したい方の氏名の上欄に○印をお書き願いたい。

【各自記入】

(豊川委員長)

それでは、投票箱に投票用紙を投函願いたい。

【各委員投票の後、開票作業】

(豊川委員長)

投票数6票、有効投票数6票、うち、豊川委員5票、町田委員1票である。選挙の結果、私を委員長とすることに決定した。任期は平成27年4月2日から平成28年4月1日までである。